

仕 様 書

1 件名

WOOD コレクション（モクコレ）2026Plus 開催に係る警備業務委託

2 履行場所

東京都江東区有明3丁目11-1 東京ビッグサイト西1・2ホール外

3 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和9年2月12日（金）まで

4 警備箇所・実施時間等

別紙1「警備箇所等指示書」のとおりとする。

5 業務概要

- (1) 本業務は、令和8年12月24日（木）、12月25日（金）開催の木材製品展示商談会 WOOD コレクション（モクコレ）2026Plus（以下「モクコレ」という。）開催に伴い、来場者、出展者及び従事者に事故等がないよう安全に開催するために警備計画の作成並びに前日及び当日の警備業務を行う。

(2) 業務内容

① 令和8年12月23日（水）

WOOD コレクション（モクコレ）2026Plus 運営事務局（以下「運営事務局」という。）による搬入及び小間設営の作業、及び出展者による搬入作業が実施されるため、必要な車両誘導業を行うこと。また、必要な夜間警備を実施すること。この日の夜間の鍵管理については運営事務局のスタッフが行うこととする。

② 令和8年12月24日（木）

午前中はオープニングセレモニーが実施され、VIPの来場が見込まれるため、VIPルームから会場までの誘導（必要に応じて車両誘導も含む）も行うこと。この際の、車輛の誘導には特に注意すること。また、関係者又は一般の方がオープニングセレモニーの観客席に入る際、手荷物検査及び金属探知機検査を実施し、セレモニーの警備を行うこと。

なお、VIP対応が無くなった場合及びVIP対応終了後は委託者の指示のもと、警備員配置箇所を振り替えること。また、必要な夜間警備を実施すること。

③ 令和8年12月25日（金）

8時からオープンする有料駐車場に一般の方が入らないよう車輛誘導を行うこと。16時30分のモクコレ終了後は、撤去に伴う混乱が無いよう特に注意を払うこと。

(3) 報告

受託者は、委託者に対し、次の報告を行うこと。

① 通常報告（定時報告、不定時報告）

② 緊急報告（火災、地震、事故等）

③ その他の報告

6 配置計画書の作成

受託者は、契約締結後速やかに本業務の実施に際しての警備員の配置計画書を委託者に提出し、承諾を得ること。

7 事故発生時の措置

事故が発生した場合、受託者は直ちに委託者及び関係各所に連絡するとともに、速やかに事故の拡大防止措置を実施し、事態の収束に努めること。また、負傷者が発生した場合には、受託者は負傷の程度を観察し、応急手当、救急車の手配、安全な場所への搬送等必要な措置を講じること。

8 警備業者

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）による認定を受けている警備業者であること。

9 警備員

警備員は、警備業法及び関係法令に定められた警備員の制服と色、型式又は標章により明確に識別することができる服装を用いて業務に当たること。

10 法令等の遵守

受託者及びその従業員は、本委託業務を遂行するに当たり、関係諸法令を遵守し、誠実に責務を果たすこと。

11 守秘義務

受託者及びその従業員は、本委託業務の遂行に当たり知り得た情報を漏洩してはならない。

12 協議

受託者は、本委託業務の遂行に当たり、委託者と協議の上、委託期間前に必要な業務の確認を受けること。

13 損害賠償

受託者の故意又は過失により人身及び財産に損害が発生したときは、すべて受託者が賠償の責任を負うものとする。

また、前記 11 の守秘義務に反し、委託者に損害を生じさせた場合も同様とする。

14 報告書の作成

受託者は警備業務完了後、報告書を作成し委託者に提出すること。

15 支払

委託業務完了後、受託者より適正な書類を受領した後、支払いを行うものとする。

16 受託実績

本業務を受託しようとする者は、東京ビッグサイトで開催された同規模イベントにおいて、VIP対応を含めたイベント全体の警備業務の受託実績（イベントへの対応を主目的としていない単に施設の常駐警備や再委託の実績は対象外）があること。

17 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

18 その他

この仕様書及びその他業務上において疑義が生じたときの対応は、受託者と委託者が協議の上、定めるものとする。